

議案第44号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成30年里庄町条例第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める

平成30年8月20日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第6号

専 決 処 分 書

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月6日

里庄町長 加藤 泰



理 由

平成30年7月豪雨の災害被害者に対して、国民健康保険税の減免内容の充実を図ることから条例を制定する必要がある。

この条例はその性質上、速やかに施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 7月 豪雨による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例

(災害減免の特例)

第1条 平成30年7月豪雨(以下「災害」という。)による被害者に対し、平成30年度分の国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)その他の法令に別の定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

(保険税の減免)

第2条 町長は、保険税の納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する平成30年度分の保険税(第3号該当にあつては、別表第1で算出した対象保険税額)のうち、当該税額に最も減免額が大きくなる号の率を乗じて得た額(第5号該当にあつては算出した差額)を減免する。

- (1) 災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全部
- (2) 災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯 全部
- (3) 災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する世帯 別表第2の区分に応じた割合
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が、1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- (4) 災害により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 別表第3の区分に応じた割合
- (5) 災害により主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明となった世帯 平成30年度に課する当該年度分の保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額

(減免対象となる保険税)

第3条 減免対象となる保険税は、平成30年度分の保険税であつて、平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険税とする。

2 平成30年7月5日前に保険税を前納している場合は、平成30年7月5日以後に納期の末日が到来するものについては、減免額を還付するものとする。

(減免の申請)

第4条 この条例の規定により保険税の減免を受けようとする者は、里庄町国民健康保険税減免取扱要領（平成21年告示第27号）に定める様式に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、平成30年9月10日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

（減免の決定）

第5条 町長は、第4条第1項の規定による様式の提出があった場合には、速やかに調査のうえ減免の処分を決定し、申請者に通知するものとする。

（減免の取消等）

第6条 町長は、前条の規定により保険税の減免の承認を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正行為により保険税の減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 町長は、前条の規定により保険税の減免の承認を受けた者が、前年中の所得の修正申告をするなど状況の変化により、その減免をすることが適当でないと認められるときは、その減免を取り消し、又は変更するものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

別表第1（第2条関係）

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税の額
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額
C：当該世帯の前年の合計所得金額

別表第2（第2条関係）

前年の合計所得金額又は条件	減免の割合
災害に起因し事業等を廃止した場合	全部
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

備考

1 令29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより保険税軽減を行うこととし、この条例による保険税の減免は行わない。

2 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次により合計所得金額を算定すること。

（1）別表第1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽

減制度による軽減後の所得金額を用いること。

- (2) 別表第2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得金額を用いること。

別表第3 (第2条関係)

損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊・床上浸水	2分の1

備考

- 1 損害程度は、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、町が実施した被害状況調査の判定結果
- 2 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する長期避難世帯の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。